

情報科学研究センター

情報科学研究センター（以下「情報センター」という）では、研究教育活動の情報化、ネットワーク化、国際化を積極的に推進しています。すべての教室と研究室に情報コンセントを配置していますので、学生と教職員は3000を超える情報コンセント（無線LANを含む）から電子メール、WWW、データベースなどのサービスを自由に利用することができます。また、情報センターでは学生のキャリア形成にも貢献しています。

I 情報科学研究センター利用にあたって

- 1 利用時間 9:00~17:00
- 2 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本学創立記念日（4月28日）、夏期・冬期休業中の一定期間は利用できません（その他臨時に休館することがあります）。

II 電子メールアドレスの取得

- 1 電子メールアドレスの取得については申請が必要です。情報センター窓口までお問い合わせください。

※申請から発行までは数日かかることがあります。

- 2 1人あたりのメールフォルダの容量は400MB、メール1通あたりの送受信容量は10MBです。
- 3 アドレス取得後は速やかに仮パスワードを変更してください。パスワードを忘れた場合は、情報センターで「パスワード変更申請」をしてください。また、セキュリティを保持するため、定期的にパスワードを変更してください。
- 4 修了時（退学・除籍を含む）にはアカウントを削除しますので、必要なデータは他の媒体に保存してください。

<東金キャンパス院生室利用について>

I 設 備

院生室パソコンコーナー（F棟中2階）

II 院生室利用にあたって

- 1 利用時間 9:00~20:00
- 2 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、全学休講と定める特定日は利用できません（その他メンテナンス等により、臨時に利用できないことがあります）。

Ⅲ 利用上の注意

- 1 院生室パソコンコーナーは飲食厳禁です（持ち込みも不可）。
- 2 院生室のパソコンはファイルを保存できない設定です。ファイルを保存するには、USBメモリ等を各自で用意してください。
- 3 院生室の入退室には学生証が必要です。
- 4 連絡事項等は院生室前の掲示板で案内します。
- 5 その他、他人に迷惑をかける行為を慎み、パソコン室に関する秩序等については、学部事務室職員および情報センター職員の指示に従ってください。

Ⅳ インターネットの利用

院生室のパソコンはインターネットに接続されていますので、ホームページの閲覧や電子メールの利用が可能です。室内には無線LAN内蔵のノートパソコン用にアクセスポイント（AP）を設置しています。また、Wi-Fi使用可能エリアにはWi-Fiマークを掲げています。設定方法は『JIUネットワーク利用マニュアル』を参照するか、情報センターに問い合わせてください。利用規則やネチケットを守ることはもちろんですが、トラブルに巻き込まれたときには、学部事務室に届けてください。

大学内でのチャットの使用は膨大なトラフィック（情報量）を発生し、教育・研究に支障をきたすため禁止しています。

詳細は「城西国際大学学内ネットワーク利用基準」等に掲載しています。

Ⅴ JIU ポータル

- 1 JIU ポータルとは、大学生活を送る上で重要な情報が記載されている城西国際大学専用のサイトとなります。

主に以下のサイトを使用できます。

- ・履修登録・訂正など履修対象講義設定
- ・休講情報やお知らせなどの大学からの各種メッセージ
- ・講義情報が記載されているシラバスシステム

- 2 システムにログインする際は、電子メールアカウントのアカウント情報及びパスワードが必要となります。

パスワードを忘れた場合は、情報センターで「パスワード変更申請」をしてください。

- 3 JIU ポータルサイトは、大学内インターネットネットワーク及び大学外インターネットネットワークの両方で使用ができます。利用時間が定まっているので、利用時は注意してください。

- 4 履修登録など、入力期間が決まっているものもありますので、掲示板等を確認し期日内に対応をする様にしてください。

- 5 大学からの各種メッセージは、自身のメールアカウントなどに転送ができますので、必要

に応じて転送設定を行ってください。

Ⅵ プリントアウト（印刷） 1 レポート提出時期は混雑が予想されます。時間に余裕をもって利用してください。

2 紙は貴重な森林資源です。“印刷プレビュー”などを利用し、印刷は最小限にお願いします。

3 カラー印刷は有料です。情報センター窓口にてデータを保存したメディアを持参してください。

城西国際大学学内ネットワーク利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、城西国際大学学内ネットワーク（以下「学内ネットワーク」）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 学内ネットワークは本学における教育・研究に関する活動の推進及び向上を図ることを目的として利用されなければならない。

(利用可能者)

第3条 学内ネットワークに機器を接続し、利用できる者は次の区分による。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（留学生別科を含む）及び大学院生
- (3) 情報科学研究センター（以下「情報センター」という）所長が適当と認めた者

(接続手続き)

第4条 学内ネットワークに接続し、利用しようとする場合は、あらかじめ情報センター所長に申請し、承諾を受けなければならない。

2 接続申請及び接続手続きに関する要領は、次の各号による。

(1) 接続申し込み

学内ネットワークへの接続は、情報センター所定の申込書を提出して行うものとする。承諾を受けた事項を変更するときは、変更する事項についても同様とする。

(2) 接続の承諾

情報センターは、学内ネットワークへの接続が適当と認めた場合、これを承諾し、必要な手続きを行う。

(3) 手続きの拒絶

情報センターは、次の場合、学内ネットワークへの接続と利用を承諾しない場合がある。

ア 申込書に、故意に虚偽の事実を記載したとき。

イ 利用者が、本学または第三者の信用を毀損するおそれがある態様で学内ネットワークを利用するおそれがあるとき。

(利用形態)

第5条 学内ネットワークの利用および利用形態に関する要領は、次の各号による。

(1) 利用者の連絡義務

利用者は、情報センターのネットワーク機器に故障が生じたときは、直ちにその旨を情報センターに通知する。

(2) 利用の制限情報

情報センターは、天災・事変その他の非常事態が発生するか、もしくはおそれがあるときは、学内ネットワークの利用を制限する措置をとることがある。

(3) 利用の中止

情報センターは、次に掲げる事由があるときは、学内ネットワークの利用を中止することがある。

ア 情報センターの通信設備の保守または工事のとき。

イ 情報センターが設置する通信機器の障害等のやむを得ない事由があるとき。

(4) 利用の停止、登録抹消

ア 情報センターは上項(2)(3)の事情以外に、利用者が城西国際大学学内ネットワーク利用基準第6条に該当する行為を行った利用者に対して、事情を聴取したうえで、学内ネットワークの利用を停止し、または登録の抹消を行うことができる。ただし、緊急を要し、事前に聴取することができない場合は、この限りではない。

イ 利用者が、学内ネットワークを利用して、日本国内の法令・条例に抵触する行為を行った場合には、学生の場合は学生部長に、それ以外の場合は所属長に対し、事実を速やかに報告しなければならない。

ウ 報告を受けた各部署は、学則に則る処分の要否、または既に講じられた措置の解除の要否を審議しなければならない。

エ 学生は、退学・除籍・卒業と同時に登録を抹消する。進学した場合は、新たに接続の申し込みをしなければならない。

(遵守事項)

第6条 学内ネットワーク利用者は、その利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 教育・研究及びその支援の目的以外に利用しない。

(2) 営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為に利用しない。

(3) 第三者の権利・財産・プライバシーに損害を与える行為に利用しない。

(4) 公序良俗に反する行為に利用しない。

(5) 犯罪行為、または犯罪行為に結びつく行為に利用しない。

(6) 学内ネットワークの運用を妨げる行為をしない。

(7) 法令違反する、または違反するおそれのある行為をしない。

(8) その他、城西国際大学学内ネットワーク情報倫理基準に定められた本学が不適切と判断する行為をしない。

(免責)

第7条 情報センターは、学内ネットワークによるサービスの提供の遅延もしくは中断によって、または提供された情報に関連して生じた損害に対し、一切の賠償責任を負わない。

城西国際大学学内ネットワーク情報倫理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、城西国際大学学内ネットワーク（以下「学内ネットワーク」）の利用に際し、情報倫理に関わる事項をまとめたものである。

(利用上の遵守事項)

第2条 城西国際大学学内ネットワーク利用基準第3条に定められている学内ネットワーク利用可能者は、本学の建学の精神に基づき、品位を保ち社会の一員としての自覚をもって学内ネットワークを利用しなければならない。

2 学内ネットワークの利用に際しては、情報科学研究センター（以下「情報センター」という）の指示に従わなければならない。

(申請について)

第3条 利用者は学内ネットワークの利用を申請する際には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、資格取得後は全ての利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他の利用者と利用資格を共有してはならない。
- (4) 円滑な情報の共有を目的としたメーリングリストの作成を希望する団体は、情報センターへ所定の利用申請書を提出しなければならない。

(利用上の守るべきルール)

第4条 学内ネットワークを利用する際には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 以下に掲げる教育・研究を目的とするもの以外の利用を禁止する。
 - (ア) バーチャル企業やバーチャルモールなどの営利目的での利用
 - (イ) SOHO等の自営業のための利用
 - (ウ) 教育・研究活動に関係のないゲーム、その他娯楽を目的とした利用
 - (エ) 政治活動・宗教活動を目的とした利用
 - (オ) ギャンブルや無限連鎖講（ねずみ講）などへの利用
 - (カ) ソフトウェア、映像または音楽を違法にコピーするための利用
 - (キ) その他、情報センターが不適切と認める利用
- (2) 学内ネットワークの円滑な利用を確保するために、以下に掲げる行為を禁止する。
 - (ア) ネットワークの資源（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続ける行為

- (イ) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除、複製または改変する行為
- (ウ) 学内ネットワーク利用者のユーザ ID 及びパスワードを不正に入手する行為
- (エ) 学内ネットワークシステムへの権限外のアクセスを試みる行為
- (オ) コンピュータウイルス等の学内ネットワークが混乱する原因となる有害ソフトウェアまたはデータを作成したり、故意に学内ネットワークに持ち込む行為
- (カ) その他、情報センターが不適切と認める行為

(電子メールの利用)

第5条 情報センターが提供する電子メールシステムの利用に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (2) 電子メールを偽造してはならない。
- (3) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除・複製・改変または公開してはならない。
- (4) チェーンメールや爆弾メールなどの、いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な内容の電子メール、社会通念に反する内容の電子メールを発信してはならない。
- (5) 営利目的の電子メールを発信してはならない。
- (6) 求められていない電子メールや迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (7) 機密を要する電子メールを送信するときは、デジタル署名、その他、公に承認された電子証明を用いて、メッセージを暗号化して送信するよう努めなければならない。
- (8) パスワードは漏洩することがないように自己管理し、定期的に変更しなければならない。

(法律上の禁止事項)

第6条 学内ネットワークを利用する際には、以下に掲げる法律上の禁止事項を犯してはならない。

- (1) 他人の著作権、その他商標権などの権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってならない。
- (2) 他人の財産またはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってならない。
- (3) 誹謗中傷など、他人の名誉を棄損する行為を行ってならない。
- (4) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用または参照するときは、著作権法の規定及び公正な慣行に従わなければならない。
- (5) わいせつな文書、画像、映像、その他のものを配布またはダウンロードしてはならない。
- (6) コンピュータを破壊したり、不正な命令を与えるなどしてコンピュータを誤動作させたりして、業務を妨害してはならない。
- (7) その他日本国の法律に抵触する、あるいは抵触するおそれのある行為を行ってならない。